

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する弊社の対応について（第10報）

2021年5月13日

株式会社ユニシス

2021年4月23日に日本政府より三度目の緊急事態宣言の発令が為され、同5月7日には5月11日までとしていた緊急事態宣言の期限を5月末まで延長するとする決定が為されました。

昨年4月15日に本件に関する弊社対応の第1報を発信して1年1か月が経過していますが、より感染力が強いとされる変異性ウイルスが全国規模で広がっています。

既にワクチン接種が医療関係者や高齢者を対象として開始されておりますが、現状を鑑みると感染拡大を食い止めるには暫く時間がかかるものと予想されます。

弊社ではこのような状況下にあつて、緊急事態宣言の終了とされる5月31日までは、現在の感染防止対策を継続させて頂きつつ医療機器メーカーとして安定的な製品の供給を継続するために以下のような対策を講じることと致します。

お客様をはじめ、関係する協力企業の皆様、関連する地域の方々には、引き続きのご理解を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

本社：

東京本社は前回の緊急事態宣言時と同様に事業の縮小を行い、最低限の人員での出社勤務とさせて頂きます。本社業務は、その一部を埼玉工場への移管とテレワーク勤務の再導入を行い、事業継続に支障を来たすことのないように努めて参ります。

尚、緊急事態宣言が発令されている6都府県（東京都、京都府、大阪府、兵庫県、愛知県、福岡県）においては、クレーム対応等で医療機関等から強い要請がある場合を除き、病院施設等への訪問は控えさせて頂きます。また、まん延防止等重点措置の対象地域（北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県、沖縄県）におきましても、不要不急の病院訪問や営業活動は原則として控えさせて頂きます。

また、それら14都道府県への飛行機や新幹線等の長時間に及ぶ公共交通機関を利用した移動につきましても緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が解除されるまで、原則禁止することと致します。

工場：

埼玉工場、物流/滅菌センター、北海道工場は、工場内での感染リスクを低減させることを目的に、原則として納品や修理点検等を除く打ち合わせ等につきましては、可能な限り延期する方向でご調整頂くか、もしくはWebミーティング等をご活用頂きますようお願い致します。

また、入館にあっては来訪される方々の会社名、所属、氏名、連絡先等の事前申告や行動履歴の記録については継続させていただきますのでご協力の程お願い致します。

尚、物流/滅菌センター及び北海道工場につきましては、従来通り施設への外部の方の入館は、修理や点検などは除き固くお断りさせていただきます。

工場内は感染防護ルールの徹底はもとより、執務場所の見直しによる同一部門社員の空間的な分散とソーシャルディスタンスの十分な確保、感染防止機器の拡充等を図り、これまで通りの生産数確保、品質維持、納期遵守で操業を維持します。

これまで既に、工場従業員においてコロナ陽性者が発生しております。施設内でのクラスター化は回避できておりますが、今般の感染拡大に伴って、再び感染者が発生するリスクを抱えております。その場合、必要に応じて工場の一時閉鎖や濃厚接触者の自宅待機等の処置をとらせて頂き、同時に速やかに本 Web サイトにてご報告させていただきます。

これら生産活動の制約による生産停止、出荷業務の停止や遅延などが生じる場合がございます。万が一、こうした事態が発生する場合には、速やかに担当営業及び本 Web サイトにて報告させていただきます。

変異性コロナウイルスは非常に感染力が強く、その重症化に至る期間もより短期化しているとの傾向があることが報道されています。感染拡大に至るその経緯が明らかではない部分も多々ありますが、お子さんを介した家庭内感染による親御さんへの感染リスクも高まっています。

今後も、企業活動を継続することへの努力を惜しまず、常に従業員の健康維持と安全確保に注意を払って対応して参ります。